

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要①

意見提出者 (令和7年3月5日現在)

● **有識者** (8名)

- ・ 石井夏生利 氏
- ・ 板倉陽一郎 氏
- ・ 佐藤一郎 氏
- ・ 新保史生 氏
- ・ 高木浩光 氏
- ・ 長田三紀 氏
- ・ 森亮二 氏
- ・ 山本龍彦 氏

● **経済団体・消費者団体等** (13者)

- ・ 一般社団法人 AI ガバナンス協会
- ・ 一般社団法人次世代基盤政策研究所
- ・ 一般社団法人データ社会推進協議会
- ・ 一般社団法人電子情報技術産業協会
- ・ 一般社団法人日本 DPO 協会
- ・ 一般社団法人日本ディープラーニング協会
- ・ 一般社団法人 MyDataJapan
- ・ 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
- ・ AI 法研究会政策提言部会
- ・ 公益社団法人全国消費生活相談員協会
- ・ サステナビリティ消費者会議
- ・ 主婦連合会
- ・ プライバシーテック協会

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要②

1 総論・全体的な意見

- 制度的課題については重要な項目が挙げられている。
- 今回のいわゆる3年ごと見直しにおいて提案された各論点は全体として見れば、バランスの取れた優れたパッケージ。特に、「統計作成等であると整理できる AI 開発等」に関する同意規制の緩和は、産業界待望の提案であり、個人情報の利活用に十分な配慮がなされた提案。今回の提案の中には、利活用の窓口を絞る事前規制から、事後的ガバナンスの重視に移行するものが見られる。このように、事前規制を緩和する場合には、事後的な問題行為に対する制裁と被害回復の強化は不可欠であり、それがなければ消費者の信頼が失われ、かえって利活用を阻害することにもなる。これらの利活用のための提案は、課徴金と団体訴訟と不可分の一体的なパッケージとして把握されるべき。
- 個人データを源泉とする社会価値創出への期待は大きく、個人の信頼を前提としたデータ連携の推進に向けた取組の重要性も認識。また、AI の進化には学習などに用いるデータ量の拡大と質の向上が不可欠であり、我が国の AI 戦略の観点からも、データ流通促進に向けた制度整備の議論が加速する事を期待。
- 多くの団体や有識者に改めて個人情報保護委員会事務局がヒアリングを通じ、論点の見直し、追加を行ったことを評価。再整理された各論点については本人関与に係る規律の在り方など基礎的な考え方の見直しも含まれており、他の論点への影響、新たな考え方を前提とした新たな懸念やリスク、行政機関や研究機関、中小企業など多様なステークホルダーや活用ケース、論点毎の専門家や実務者、多様なデータ主体など、可能な限り多様な検討の視点やケースを想定し、引き続き丁寧な議論がなされることを期待。
- EU においてもデータ利活用制度の検討の中で（一般法である）GDPR の位置付けが揺らいだり変化したりすることはなく、データ法・EHDS 法等にも規定上その旨が明記されている。我が国においても、データ利活用制度の議論は（一般法である）個人情報保護法の在り方に影響を与えるべきではなく、むしろ改正個人情報法の内容を踏まえた上で、データ利活用制度の検討がなされるべき。
- 国際間でハーモナイズされた各国データ保護法制と整合する日本の個人情報保護法であってほしい。日本の個人情報保護法は、外国のデータ保護法制、例えば、EU の一般データ保護規則（GDPR）と比較すると、個人情報の取扱いをより広く認める内容となっており、その意味ではデータの利活用に配慮したものといえる。特段の必要性がない場合には、外国のデータ保護法制と整合させるためだけに規制を強化する必要はない。他方で、デジタル化の進展や AI 等の新たな技術の急激な社会実装を背景として、個人情報の保護とデータの利活用とのバランスを取りながら、ガイドラインや Q&A によって現行の規制内容を明確化したり、個人情報の保護が担保される限度で現行の規制を緩和することは検討の必要がある。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要③

- AI 開発等のためにデータを横断的に解析するニーズが高まっている現状に鑑みると、個人の権利利益を侵害するおそれが少ない利用形態については、現行の同意要件を緩和する合理的根拠がある。統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されることを条件として、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能とする提案は、データ利活用の促進と個人の権利利益保護のバランスを図る上で有意義。しかしながら、個人情報取扱事業者の義務の緩和においては、「AI 開発の現実」と「個人の権利利益保護のバランス」を図りつつ、緩和の対象範囲や事業者が講ずべき措置等を慎重に定めることが必要。
- 個人の権利利益を保護する観点から考慮すべきリスクとして、「(D) 自身のデータを自由意思に従って制御できないリスク」（いわば自己情報のコントロールに関するリスク）が示されたこと、また、事務局ヒアリングにおいて (D) を含む全てのリスクに「バランス良く対応すべきという指摘が多く示された」と整理されたこと（少なくとも (D) が考慮すべきリスクから排除されなかったこと）はまずは積極的に評価できる。
- 「本人の権利利益への直接の影響」を考慮に入れ、その影響が認められるものについて本人関与を認めるとの基本的方向性に賛同するが、その根拠はあくまで情報自己決定権の行使であり、本人の権利利益に対する直接的影響を考慮して同意例外をある程度認めるという考え方に置かれるべき。
- 仮に日本で同意例外を広げる場合、GDPR のように、本人の異議申立て権などが認められないと、「正当な利益」等に関する事業者側の広範な解釈によって個人情報に不当に第三者に提供等されるリスクが大きくなるように思われる。同意例外を広げようとする場合、「公共の利益」「正当な利益」該当性判断の合理性をいかに担保するかが重要な論点となる。これらについても具体的に検討すべき。
- 我が国における政治過程ないし立法過程の現実を踏まえると、「ステークホルダー」からの意見聴取プロセスに市民社会の声が適切に反映されるか、疑問ないではない。個人情報保護委員会が「独立」委員会であることを踏まえ、こうした意見聴取プロセスや規則策定プロセスの公正性には配慮すべき。
- 情報通信技術の高度化が進み、大量の個人情報を含むビックデータを利活用するビジネスやプロファイリングの利用が広がり、これまでとは比較にならないほどプライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスクが高まっている。そうした社会的環境の変化に応じた規制をすべき。個人情報は個人にとって大変重要なものであり、利用することを了解するかどうか、その個人の判断を求めることは、どんな場面であっても大原則であることを改めて共通の理解とすべき。
- 統計作成や AI の利用において同意なしにするなどの規制緩和をする場合には、これに基づいて大量の個人情報が利用されることが予想され、法令違反が行われた場合の被害が甚大となり、大量の個人情報の漏えいについても懸念。こうしたことが起こらないよう強い抑止効果が必要であり、

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要④

課徴金制度や差止請求制度及び被害回復制度は必須。

- 2月5日の委員会資料には、統計情報等の作成の他にも、公衆衛生の観点など条件付きで本人同意の規制を緩和する考え方が示されている。現行の規制を緩和する改正は、個人の権利利益が侵害されないこと、利用目的が適正であること、及び、関係事業者（提供元及び提供先）が適正な利用を確保する法令遵守体制を有することが担保される制度整備、並びに違反行為への制裁措置（課徴金、差止請求、被害救済など）の創設・強化と同時になされる必要がある。デジタル技術の進化に伴うデータ利活用が、個人の権利利益が確かに守られるルール整備を伴って進むよう強く要望。
- 法令違反する事業者は確実に存在するので、違反行為の抑止を含め実効性のある制裁措置（課徴金、差止請求など）を創設・強化することは必須。個人情報の適正な利活用のためにも、個人情報保護委員会の役割に期待する。
- 医療分野など、特にデータの利活用が望まれる分野については、本考え方の検討内容を踏まえ、特別法の検討を進めていただくことを要望。

2 短期的に検討すべき追加論点について

※ 本年1月22日の「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について」中、短期的に検討すべき追加論点として挙げているものについての意見を記載している。

- 追加された論点はいずれも項目として妥当。

(1) 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

ア 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

(ア) 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- 統計情報等の作成にのみ利用されることの担保の在り方について、類型を想定した上で議論することが有用。AI モデルの作成又は学習のためのクローリングは一般的な事業者が行うことも想定できるが、PETs を前提とした企業同士のデータの結合は原則として PETs サービスプロバイダを利用するのではないか。
- 「本人の権利利益への直接の影響」を考慮して、本人の関与の範囲や強度を決めることには合理性があり、個人の権利利益への影響を考慮した同意規制の在り方を検討していることは評価できる。しかしながら、統計情報等の作成にのみ利用されることを担保するためには、提供先や取得者

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要⑤

に義務を課すだけでは十分ではない。誰もが提供先・取得者になり得るのであれば、そもそも義務を守るつもりのない主体が提供先・取得者として参加するおそれがある。統計化前の情報についての目的外利用や第三者提供等を防止するためには、提供先・取得者となる者が、それらを防止するためのマネジメントシステムを有する主体であることが必要であり、これを担保するための第三者認証等の仕組みが必要。

- AI 開発等も統計作成等であると整理されており、データ流通の促進とそれを通じた AI の進化や社会課題の解決に寄与するものであり、かかる内容に賛同し、議論が加速することを期待。本人同意なき個人データ等の第三者提供については、ステークホルダー間の信頼の確保が前提となり、そのためには同時に適切なガバナンスの確立が必要。PETs はガバナンスにも貢献するものであり、普及啓発に向けて個人情報保護委員会の積極的な関与を期待。
- 本検討の内容に賛同。本検討の内容に沿った法改正が早期になされること、及び、本検討の内容を踏まえ、特にデータの利活用が求められる分野についての特別法についての議論がより促進されることを要望。
- AI・データの利活用を推進するに当たっては、統計情報等の作成にのみ利用されることを担保する場面等においては、適切なガバナンスを確保することが必要。そのための手段として、PETs や AI の保護技術等の活用が有用であるため、かかる技術の有用性については個人情報保護委員会からも積極的に普及啓発されることを要望。
- LLM 等を開発する事業者にとっては AI 開発のためのデータ利用を容易にする仕組みが必要であるため、賛同。想定されるユースケースを明確化するとともに、どのようなケースに本例外を適用可能なのかについても具体化をお願いしたい。
- 具体的な対象範囲や公表事項等を規則、ガイドラインで定めることに賛同いたします。詳細を検討する際は、LLM を開発している事業者の意見も聞いていただくようお願いしたい。
- 本項目に示された方針に賛同。他方、こうした規律の変更に付随して適切なガバナンスを図ることが不可欠。「統計作成等」とされる目的が具体的にどのようなものを指すのか、個人への不利益が想定されない類型がどのようなものであるかについて、PETs や AI の保護技術等の多様な技術的手法の発展も踏まえて、より議論を深化させる必要。また、統計作成等の目的への限定の担保措置や、各企業におけるガバナンスの徹底が重要であり、実現すべき権利利益を担保するための方策をマルチステークホルダーで継続的に議論することが必要。
- 同意規制の在り方の考え方を支持。その上で、一般法としての個人情報保護法の議論において、特定の個人との対応関係が排斥された利用について、同意以外の法的根拠が整理されること、特定の個人との対応関係が排斥された利用であることを担保するための適切なガバナンスの在り方が同時に示されること、適切なガバナンスは個人、事業者の双方にとって分かりやすいものであり、法令により明確であること、を提言。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要⑥

- 「統計情報等の作成」に関しては、「統計作成等であると整理できる AI 開発等を含む。」とされていますが、生成 AI を含む AI 技術は基本的に統計作成等と同等とみなすことができるものであり、例外的に「統計作成等であると整理」できない AI 開発については、事業者及び有識者等の意見を聞いた上で迅速に明確化していただくことを要望。
- 「提供先及び取得者における目的外利用及び第三者提供の禁止を義務付ける」という点について、第三者提供の禁止はあくまで個人データに関するものであり、「公開されている要配慮個人情報」のうち、個人データに該当しないものの提供が禁止されるわけではないことについては、今後の検討の中で明確にさせていただくことを要望。
- AI・データの利活用を推進するものであり、内容に賛同し、議論を加速することを期待。例外的に「統計作成等であると整理」できない AI 開発については、事業者の意見を聞いたうえで速やかに明確化いただくことを要望。また、第三者提供が禁止されるのはあくまで個人データの第三者提供であり、「公開されている要配慮個人情報」のうち個人データに該当しないものの提供が禁止されるわけではない点は明確にさせていただくよう要望。
- 提案されている方向性は歓迎。他方、透明性の確保及び本人の関与の観点からの義務が必要。具体的には、PIA の実施、本人への通知・公表、オプトアウト、第三者提供記録、開示請求権の確保を義務付けるべき。また、AI 開発等の内容の具体化、統計化前の情報に対する目的外利用禁止や安全管理措置義務の担保措置が必要。
- 本提案に賛成。もっとも、意図せぬ目的外利用や漏えい等に伴うリスクに対応するため、個人データの消去義務の強化及び安全管理措置の義務の明示を行い、統計作成等の利用目的の達成後は速やかに当該データを消去する等の措置を義務付ける必要。
- 外国にある第三者への個人データの提供については、当該外国における個人情報保護制度の水準や、越境データ移転に伴うリスクを考慮する必要。例えば、海外のクラウドサーバを利用した AI 開発や、日本に拠点を持たない外国企業が提供する AI サービスを利用する場合、統計作成目的であっても、①現行法の外国移転規制（法第 28 条）との整合性をどのように図るのか、②国外の事業者が日本国内で AI 開発を行う場合、日本の個人情報保護法の適用（域外適用を含む）と、当該事業者の本国法との関係をどう整理するか、③国際的なデータ移転に関するセーフガードとして、どのような措置が求められるかが問題。法第 28 条にいう「相当措置」に基づく外国の第三者への提供について、AI 開発の文脈でどのように適用するかを明確にする必要があるとともに、その継続的な実施を確保するための措置（法第 28 条第 3 項）についても検討を要する。
- 個人関連情報の第三者提供に係る本人同意確認手続（法第 31 条）についても、「統計作成等」の目的であれば同意要件を緩和するのかがどうかを明確にすべき。特に、ウェブトラッキングデータなどの個人関連情報を AI 開発目的で取得・提供する場合の取扱いについて、具体的な指針が必要。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要⑦

- 「統計作成等」の範囲について、① AI モデル開発のための学習データ取得と、AI が実際に運用段階で学習するデータの両方が含まれるのか、② LLM（大規模言語モデル）構築のためのデータ取得と、プロンプト入力などユーザとの対話から得られるデータの学習過程の両方を含むのか、③生成 AI 等のファインチューニングも「統計作成等」に含まれるのか、明確にする必要がある。
- AI 学習データセットには多種多様な情報が含まれており、「要配慮個人情報」が学習データに含まれていないことの証明は技術的に極めて困難である。大規模データセットを網羅的に精査することは現実的ではなく、要配慮個人情報が含まれていることを前提とした制度設計が必要。一方で、要配慮個人情報を含むデータセットを AI 開発に利用する場合、差別的な AI の生成リスクなど特有の問題が生じうる。こうした問題に対処するための技術的・組織的措置についても検討すべき。
- 「AI の学習データであり、統計情報の作成のみに利用される」ことをどこまで担保できるかが問題。例えば、AI を活用した RAG（Retrieval-Augmented Generation）により個人情報データベースを構築することも技術的には可能。このような「顧客名簿作成のためのデータ取得」は、明らかに統計情報の作成ではなく「個人情報データベース等を作成するための処理」であり、同意要件緩和の対象外であるべきだが、その線引きと実効性の担保方法が課題。提案にある「提供元・提供先間の合意」や「目的外利用及び第三者提供の禁止」などの措置は有効だが、① AI 開発事業者による目的外利用の技術的防止策（アクセス制限、監査証跡の保持等）、② 契約違反に対するペナルティや監査体制の整備、③ 利用目的の変更が行われないことを担保するための継続的なモニタリング手法について検討が必要。
- 統計等利用に関する提案には基本的方向性から概ね賛同できるが、生成 AI 等の利用場面で、個人の私的事項等に関する回答が出力されてしまう可能性がないわけではない。かかる出力問題が、個人の権利利益に関連することを踏まえると、これを個人情報保護法の枠内で対応すべきか否かを含めて、慎重かつ丁寧な議論を行うべき。
- 個人の権利利益の侵害が想定されない場合に「同意を不要」とすることは一定の合理性がある。しかし、それが真に個人の権利利益を侵害しないことを担保し、万が一個人の権利利益の侵害の懸念や違反が生じた場合を想定した仕組みがあることが必要。そのためには事業者の適切なガバナンスや法的なセーフティネットが必要。ガバナンスについては事業者の経営体制、リスクの特定と対応、個人情報の取扱いに関するレポートなどが考えられる。セーフティネットとしては違反に対する勧告や命令、課徴金、刑事罰等の法的措置や消費者団体訴訟制度による差止請求・被害回復等を結びつけて考えられる。
- 本人関与の規律の在り方として、行政機関の取り扱う保有個人情報についても同様にすることに賛成。行政機関についても本例外規定を拡大するという方向性に賛同。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要⑧

- AI 開発等を含めた「統計作成等」において、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能とすることについて、現時点では十分な議論がされていないことから時期尚早。さまざまなケースを検討する必要がある、目的外利用をしないことの確認や、情報漏えい等安全管理措置のレベルなどについても議論されていない。生成 AI については、必ずしも AI ガバナンス・ガイドラインが遵守されるという状況が確認できておらず、生成 AI の開発や利用の仕方も含めて検討をすべき。そして、議論の前提として、個人の権利利益が侵害されないこと、利用目的が適正であること、関係事業者（提供元・提供先）の双方が適正な利用を確保する法令順守体制を有することを明確に示す必要。
- 「AI 開発等」の「AI」を「処理 AI」と「生成 AI」に区別することが必要。また、統計等利用についての公表義務を課すのであれば、生成 AI 開発、検索エンジン、クラウドのいずれの場合も、「個人データを取り扱わない」という点で共通しているのであるから、これらに一貫する規律とするべきではないか。処理 AI 開発及び統計分析に対する担保措置として、公表と合意について異論はないが、目的外利用の禁止、第三者提供の禁止については議論の余地がある。また、統計目的の規律は再識別禁止ではなく措置又は決定の禁止とするべき。
- 提案されている方向性は、提供先において統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されているのであれば、直ちに個人の権利利益の侵害につながらないが、これを事前に把握することは難しい。このため、仮に提供先において統計情報等の作成にのみ利用されていないのであれば、その提供先事業者に対してペナルティを課すことによって、提供先事業者が統計情報等の作成にのみ利用するように仕向けることが求められる。従って、今回提案されている同意規制の在り方は、課徴金の導入とセットで導入にする必要がある。また、提供先において統計情報等の作成にのみ利用されていない状況において、個人の権利利益の侵害を補償する観点で、団体訴訟の制度は必要であり、団体訴訟の制度についても今回の同意なしの第三者提供とセットにする必要がある。
- 「個人の権利利益への直接の影響の有無」の観点から「個人の権利利益を侵害するおそれが少ない」ものとして、AI 開発等を視野に、「統計情報等の作成」に対して、「本人の同意を要しないもの」とする考え方が示されているが、このように拙速に整理することには反対。
- 個人情報とは私たち個人にとって重要なものであり、本人の知らぬ間に利用されることは許されない。統計等利用であることを理由に、「個人の権利利益への直接の影響はない」との観点から、AI 開発等を含めた統計作成等に対して「本人同意を要しないもの」と整理するのは時期尚早。個人の権利利益が侵害されないことが確保される必要がある、差別などに用いられることのないように利用目的の制限、適正な取扱いが確保されるように、政府としても許可・登録などを通じた事業者の信頼性担保を行うことが必要。個人情報を適正統計的利用するに当たっても、国民に分かりやすく、誰が、何を、どのような方法で取り扱い、利用した上で何に役立てようとしているのかを、事業者は説明し続けるべき。
- 行政機関等の取り扱う保有個人情報は、法律に基づき強制的に収集されており、民間における個人情報と同列に扱うべきではない。したがって、

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要⑨

現状の同意規制を維持すべき。

(イ) 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- 本項目について、事業者及び本人双方の利益に資するものであり、賛同。
- 想定している事例も含めて賛成であるが、契約の履行のために必要不可欠と言える範囲が問題。契約の本来的な趣旨に必須の範囲とすべき。
- 方向性には賛同するが、契約履行に「必要不可欠」か否かの正当性を本人が確認できるよう、本人への通知・公表が必要。
- 第三者提供時の確認記録義務についても、その立法趣旨に立ち返り、オプトアウトによる第三者提供の場合に限るよう、規定を見直してはどうか。
- 本項目の方向性については、実務上の合理性があり本人の権利利益保護と個人情報取扱事業者の負担軽減のバランスを図る観点から評価できるが、運用上の詳細について検討が必要である。
- 「本人の意思に反しないことが明らか」という判断基準には、一定の不明確さが伴う。この基準の解釈が過度に拡張されると、本人同意原則の形骸化につながるリスクがあることから、①「契約の履行のために必要不可欠」の範囲、②「本人の意思に反しないことが明らか」と判断する客観的基準、③本人が合理的に予測可能な第三者提供の範囲について明確な基準の策定が必要。また、本人同意原則の重要な例外として位置付けられることから、改正法において当該手続を明記するだけでなく、ガイドライン対応ではなく個人情報保護委員会規則等によって具体的な適用条件を明確に規定することが望ましい。
- 要配慮個人情報についても、特定の食事制限（宗教上の理由によるハラール食の必要性など）や移動時の配慮事項（車椅子対応など）といった要配慮個人情報に該当する情報について、サービス提供のために関係事業者間で共有することが必要なケースがあり、このような情報が共有されないと、かえって本人に不利益が生じる場合もあり、一律に同意を求めることが本人の利益に合わない場合もある。ただし、要配慮個人情報の特性を踏まえ、①取得する要配慮個人情報は、サービス提供に必要最小限とすべきこと、②第三者に提供された後の利用目的も明確に限定されるべきこと、③要配慮個人情報特有のリスクを軽減するための追加的安全管理措置の検討に留意する必要。
- 当該例外規定が悪用され、本人の予測を超えた第三者提供の連鎖が生じることを防止するための措置も重要であり、①第三者提供の事実を本人が認識できるような情報提供の仕組み、②提供先での利用目的の制限と遵守状況の確認方法、③提供する個人データの項目の必要最小限化を考慮すべき。特に、複数の事業者が関与するサービス提供過程において、本人にとって予測可能性を確保し、透明性を高める工夫が必要。
- この適用除外の効果としては、大手事業者が既に規約等による包括的同意で対応している実務慣行を、中小事業者にも拡張する効果が期待。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要⑩

特に、複雑な同意取得プロセスを構築する余力のない中小事業者にとって、必要不可欠な第三者提供や要配慮個人情報その他の本人の同意取得に関する法的リスクを軽減する効果がある。ただし、この例外規定の適用により、中小事業者における個人情報保護の水準が低下することがないよう、ガイドライン改正だけでなく、そのガイドラインの内容を分かりやすく説明する配慮や啓発活動も同時に行うべき。

(ウ) 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方

- 同意取得困難性の判断は難しく、同意を取得しようとする者の主観的な基準に基づくものになり得るが、「相当の理由があるとき」にも依拠できるとすれば、これによって救済される本人が増えると考えられるため望ましく、本項目の方向性に賛同。
- 内容は適切。GL において明確化するとされている内容について、オンラインサービスだと本人同意が困難でないとされてしまうという問題への許容性の根拠も検討する必要。
- 今回の提案は、「本人の同意を得ることが困難であるとき」のみならず、「その他の本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」についても、上記例外規定に依拠できることとするものであり、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益保護のバランスを図る観点から一定の合理性を有する。
- 当該手続において最も重要な点は、「相当の理由」という新たな基準の明確化。一般に「相当性」のような規範的概念は、その解釈に幅が生じやすく、事業者による法的安定性や予測可能性を確保するためには、具体的な例示やガイドラインによる明確化が不可欠。今の提案の表現ぶりだけでは「相当の理由」の範囲を具体的に理解することは困難であり、①同意取得が手続的に可能であっても「相当の理由」が認められる典型的な場面、②「相当の理由」を判断する際の考慮要素（公共性・公益性の程度、個人の権利利益への影響の程度、代替的保護措置の内容等）、③業種・分野別の具体的事例といった観点からより詳細な基準の策定が必要。
- 「相当の理由」がある場合として、(a)社会的・公益的必要性が高いこと、(b)全ての本人から同意を取得することが物理・手続的に不可能ではないが社会的に見て過度な負担となること、(c)個人の権利利益保護への配慮として代替的な保護措置が講じられていること、という共通の要素を根拠としたものとして、①公衆衛生の向上のための医学研究を目的とし、大規模な疫学調査や医学研究において研究の社会的意義が高く、全ての対象者から個別同意を取得することが現実的でない場合、②災害時の要支援者情報の共有のため、大規模災害の発災時に要支援者の安全確保のため、行政機関と民間事業者（介護事業者等）間で要支援者情報を共有する場合、③感染症対策のための情報共有について、感染症の拡大防止のため、保健所等の公的機関と医療機関・事業者間で感染者情報を共有する社会的必要性が高く、迅速な対応が求められる

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要⑪

場合、④児童虐待の疑いがある場合に、児童相談所と関係機関間で要保護児童の情報共有を行う場合に、児童の保護という公益性の高さから、保護者の同意取得を不要とすることに相当の理由がある場合、が考えられるのではないか。

- 提案の背景にある考え方は、著作権法における「相当な努力」による権利処理の仕組みと類似。著作権法の例は、「同意取得が物理的に不可能とまではいえないが、社会的に見て過度な負担となる場合」に一定の代替的措置を講じることで例外を認める考え方であり、個人情報保護法においても参考になり得る。ただし、個人情報保護の文脈では、著作権とは異なる保護法益が問題となるため、単純な類推適用は避け、個人情報特有のリスクを考慮した基準の策定が必要。
- 「相当の理由」という柔軟な基準の導入は、実務上の必要性に応じた例外的取扱いを可能にする一方で、安易な拡大解釈により本人同意原則が形骸化するリスクも伴うものであり、これを防止するためには、①「相当の理由」の判断における考慮要素の明確化、②代替的な保護措置（匿名化、利用目的の制限、提供先での安全管理措置等）の具体的内容の明示、③事後的な本人への通知や情報提供の仕組みの検討、④事業者による自主的な透明性確保の取組みの促進などの検討が必要。
- この項目では、統計目的で大量に収集する必要がある場合や、「本人に代わって提供」するなど「本人の意思に反しない」場合が想定されているのではないか。そうであれば、統計等利用目的、取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合を本人同意不要とする規律の導入によって解決するものではないか。
- 第三者提供の制限や目的外利用の禁止は、プライバシー侵害の防止（秘密保持の利益）のためだけでなく、不適切な措置又は決定に利用されることの防止のためでもあることから、単に「氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等」の措置で許されてよいものではない。必要なのは、「措置又は決定を裏付ける利用の禁止」ではないか。
- 一定の必要性は賛同できるが、透明性の確保及び本人の関与という観点において、提供元・提供先、取得者の氏名・名称、提供・利用する情報と本人が自身のデータ提供を拒否（オプトアウト）できる方法も合わせて公表を義務付ける必要。

イ 本人への通知が行われなくても個人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方

- 方向性は妥当（個人情報保護委員会への報告が行われれば適正性の担保は可能）。
- 本項目の方向性に賛同。行政機関等についても同様の改正を行う方向性に賛同。
- 「漏えい等の本人通知」について、個人の権利利益の保護に欠けるおそれがない又は少ない場合は本人通知が原則として不要ということも一定の

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要⑫

合理性があるが、事業者の適切なガバナンスや法的なセーフティネットが必要。個人の権利利益の保護に係る場合の通知も単に通知ではなく、個人の不利益の是正や相談等も重要。

- サービス利用者の社内識別子（ID）のみが漏えいし、それが外部のシステムや他の情報とひも付かない場合のように、漏えいした情報それ自体では本人に不利益をもたらす可能性が極めて低い場合には、本人通知による実質的な保護効果は限定的。このような場合に一律の本人通知を義務付けることは、事業者に過度の負担を課すだけでなく、本人に不必要な懸念や混乱をもたらす可能性もある。したがって、「本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合」に本人通知義務を緩和し代替措置を認める法改正には意義がある。
- 提案において挙げられている「純粋な ID 情報のみの漏えい」が実務上どの程度想定されるかは疑問がある。また、漏えいした情報が「意味を持たない」か否かは、情報の性質だけでなく、漏えい先の属性や技術的能力、他の情報との照合可能性等によっても大きく左右される点に留意すべき。本人通知義務に対する代替措置については、具体的に示されてから再度意見を表明したいが、これが実効性を持つためには、漏えい等の事実や対応状況が適切に公表・記録され、必要に応じて個人情報保護委員会による検証が可能な仕組みが確保される必要。
- 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、通知義務を緩和することであるが、その場合には、個人情報保護委員会規則における個人情報保護委員会への漏えい等の報告義務も緩和していただくようお願いしたい。
- 漏えい等の報告を不要とする具体的事例としては、「サービス利用者の社内識別子（ID）等」の漏えい等の他にも、「外部機関による調査の結果、個人情報の第三者への漏えい等の痕跡が確認されなかった場合」などを挙げていただくようお願いしたい。
- 社内識別子のみが漏えいするという事態は極端に稀なケースであり、そのような稀なケースに手当てする必要があるのか疑問である。他にどのようなケースが妥当なのか示されていない。また、仮名加工情報の漏えい報告を義務化するべき。

(2) 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方（ガバナンスの在り方）

- クラウド例外について、GDPR とも整合した解釈とすべきであり、「個人データを個人データとして取り扱わない」場合にのみ適用されるとの趣旨を明確にし、類似の場面（記憶媒体の修理、倉庫、宅配等）と合わせて整理すべき。また、委託先への規律について、内部規定の整備、約款等からのリスク判断等、適切な対応を示すことが重要。
- 個人情報取扱事業者等（委託元）からデータ処理等の委託を受けた事業者である委託先が子会社等ではなく委託元よりも強い企業である場合、例えば、クラウド事業者等で個人情報の漏えいがあった場合に、委託元に現実に法執行することは困難であり、個人情報の取扱いの適正化に

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要^⑬

も資することにならない。適切な委託先の選定と監督者として委託元が行うべき行為規範の内容を具体化して義務違反とされる場合を限定する一方、上記のような委託先については、個人情報取扱事業者一般としての義務以上のものを課し、制裁を用意すべき。個人データの第三者提供で同意が原則であることの例外として共同利用や委託が現行法上位置付けられているが、むしろ積極的に共同利用や委託を、例外ではなく、個人情報保護法上の個人情報の取扱いの一つとして明確に位置付け、違反に制裁を科すことが適切。

3 再整理された制度的課題について

※ 本年1月22日の「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について」において再整理された制度的課題のうち、上記「2 短期的に検討すべき追加論点について」に記載した項目以外のものについての意見を記載している。

(1) 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

ア 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

(ア) 病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方

- 本項目の方向性に賛同。
- 学術とは無関係な医療機関が名義貸的に学術研究例外を利用した脱法スキームに用いられるという点が懸念。同様のプロフェッショナルとして、日弁連・弁護士会・弁護士が「学術研究機関等」に該当する部分があるのではという問題意識はあって良いのではないか。
- 本検討項目の方向性は、医学研究の実態に即した法的枠組みを構築するものであり、①医学研究の実態に即した法的枠組みの構築、②公衆衛生の向上という社会的利益への貢献、③医療機関の実務上の負担軽減により、実務上の課題解決と医学研究の促進に寄与する意義がある。さらに、医学研究のための情報収集・分析の円滑化が進むことで、多施設共同研究の促進も期待でき、パンデミック等の緊急時における迅速なデータ収集・分析体制の確立や実臨床データを活用した医療の質向上などの効果も期待できることから、医学研究の促進と公衆衛生の向上にも資するものである。
- 対象となる「医療の提供を目的とする機関又は団体」の具体的範囲を明確にする必要。特に、①医療法上の医療機関（病院、診療所）が含まれることに異論はないと考えられるが、②介護施設等の医療関連施設の取扱い、③民間の検査機関や医療関連サービス提供事業者の位置付けについては検討が必要。
- 医療機関等が行う様々な活動のうち、どのような場合が「学術研究目的」に該当するかについての判断基準を明確にする必要。例えば、①臨床研

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要^⑭

究と通常診療の区別、②品質改善活動や業務改善活動と学術研究の区別、③民間企業との共同研究における学術研究性の判断などについて検討が必要。

- 個人の権利利益保護のための追加的措置の要否についても検討が必要。例えば、①研究倫理審査委員会による事前審査の義務付け、②オプトアウトの機会の保障、③研究目的での個人情報の取扱いに関する透明性確保（ある種の情報公開）、④匿名加工情報・仮名加工情報を用いた個人情報保護措置の実施などが考えられる。
- 医療の提供を目的とする機関等（診療所等）に加えて、AI等を用いた医療検査機器の研究開発をしている企業または団体を加えていただくことの検討をお願いしたい。
- 本例外が適用される者として「病院や、その他の医療の提供を目的とする機関等（診療所等）」を挙げているが、倫理指針に従わない者は、本例外に含めるわけにはいかないのではないか。
- 統計目的の研究については、統計等利用時の本人同意不要の規律の実現によって解決するのではないか。統計目的でない研究（介入研究）については、もとより本人同意（インフォームドコンセント）を要するし、「臨床症例の分析」には、統計目的でも介入研究でもないものがあるかもしれないが、同意を得ることに支障があるわけではないのではないか。これらに該当しない状況があるのであれば、具体的に示して検討すべき。

イ 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い

- 基本的には妥当。年齢基準について、成人年齢（18歳）より下げる理由はないのではないか。行政機関等に同様の規律を導入するのは個別分野の立法が進められることが前提。
- 本項目の方向性に賛同。行政機関等についても同様の改正を行う方向性に賛同。
- 子供を16歳未満とすることとし、法定代理人からの同意取得や通知、無条件の利用停止等請求等を義務付けることには賛成。ただし、個別分野において慎重に検討されるべき。
- 子供の個人情報の取扱いについて、一定の規律を設けることに賛成。子供を取り巻く社会状況に応じた適切な教育、保護等の対応が十分とは言えない。闇バイトや異性交遊等において、簡単に個人情報を提供し、その結果、刑事事件や金銭的・身体的被害につながっている。そのため、対象とする子供の年齢は、「16歳未満」が適切であるか、「18歳未満」とすべきではないかを含め、情報通信の高度化や日本の現状を踏まえて、しっかり議論する必要。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要⑮

- フランスのデータ保護法の規定（15歳未満の子供の個人データを取り扱うことについて、子供の意に反することのないよう、子供と親の共同同意に関する規定）なども参考に、親権者の同意か子供の同意か、といった二者択一の考え方に限る必要はないのではないか。
- 行政機関等についても子供の情報の取扱いに関する規律を及ぼすことには賛成。
- 法定代理人の関与については理解できるが、その運用について事業者に過大な負担が生じないよう、具体的かつ実行が容易な方法を検討して頂き、ガイドラインにて明示していただくようお願いしたい。
- 法定代理人の同意等が得られない子供が排除されないよう、事業者等は複数の選択肢を設けることが重要。
- GDPR 第8条を参照して、16歳未満とのしきい値が示されているが、同条はGDPR第6条の合法要件6項目のうち(a)同意を与えた場合の規定なので、その他5項目の合法要件(b)～(f)に該当する事項を法定代理人関与の例外として定めていただきたい。具体的には、「契約履行のために必要」な事項（民法でも子供に認められている権利等）、公共の利益のための研究開発等、学校・仲間等での写真撮影等（中学校等で法定代理人に通知しないと何もできないという過剰反応が危惧されるため）。
- 16歳未満の利用者が法定代理人と一緒に利用するケースはほとんどないため、個人情報の取得時に法定代理人への利用目的を通知または明示することは事実上不可能なサービスがある（例えばプリントシール機による顔画像等の取得）。「HPでの利用目的の公表と法定代理人への案内（プリントシール紙に利用目的が公表されているHPへのリンクを掲載するなど）」をもって「その利用目的を、本人に通知し、又は公表」としてよいのか明確にしてほしい。また、法定代理人が利用目的を確認できるURLなどを表示させ、16歳未満の利用者から法定代理人に後で案内するよう明記する、法定代理人向けの利用目的が確認可能な案内を記載する、法定代理人から顔画像及びメールアドレスの削除依頼が来た場合に削除に応じる、といった対応でも問題ないのかもQ&AやGL等で明確にしていきたい。
- 子供のデータの保護は、「正当な理由」が拡大解釈されて例外対象が広がること、相手が子供であるかどうかを評価するための追加のデータ取得が積極的なデータ収集の隠れみよとなることの両方の側面から慎重に考慮されるべき。
- 各サービスにおいていかなる水準の年齢保証が必要であるか否かを一つずつ丁寧に検討し、比例性の観点から、目的にとって最も適切な方法が用いられる必要。年齢確認に用いられるデータを最小化すること、そのデータの目的外利用禁止の再確認が必要であり、別途、年齢保証に関するガイドラインを策定する必要。
- 利用者に対して年齢確認（例えば顔年齢推定）を課した際に、そこで処理される生体データが、欧州の利用者については特別なカテゴリーの個人情報として扱われる一方で、日本の利用者については一般的な個人情報としてしか扱われないという事態にならないよう、日本でも規律が必要。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要⑬

特に、子供の生体データが取得された場合、大人に比べて長期間、リスクにさらされるので、とりわけ配慮が必要。

- 子供の年齢について、16歳と明確化されること及び法定代理人からの同意取得等については直ちに反対するものではないが、時期尚早。特にECやオンラインゲームなどのオンライン取引においては、16歳未満か否かを事業者が明確に知得できない事態が生じることが一般的であり、利用規約への同意、本人からの年齢の申告等を前提として取引が行われている。この状態で、子供に関する規律が設けられた場合、事後的に16歳未満であることが発覚した時には、当該時点以降、かかる義務が直ちに生じ得ることを懸念したシステム改修あるいは厳密な年齢確認の二択を迫られることで、子供の活動を過度に規制する上、ビジネスに致命的な影響が生じるおそれがある。今後、年齢確認を行う制度等が作られるなど、事業者としての対応が限定され合理的に行える環境が確保できた段階で、かかる規制を導入することが合理的であり、現時点で、導入すれば致命的な悪影響が生じることに留意するべき。
- 子供が心身の発達過程にあることを考慮すればいずれも妥当。しかし、利用停止等請求の例外が多く列挙されている点は問題。
 - ・ 「法定代理人の同意を得て取得された保有個人データである場合」については、利用停止等請求の例外となる理由が不明であり、法定代理人と本人の意向が異なることがあり得ることを考慮すれば、むしろ利用停止等請求の対象とすることが適切。
 - ・ 「要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合」については、取得時ではなく、利用停止等請求時にその要件が満たされているという趣旨であれば合理的。例えば、「利用停止等請求を拒むことが法令により正当化される場合」であれば例外として合理的。
 - ・ 「本人が16歳以上であると信じさせるために詐術を用いた場合」について例外とする理由が不明。民法の未成年取消と利用停止等請求では、取消、利用停止等請求を受ける相手方の置かれる状況が異なることに注意が必要。未成年取消を受ける相手方は、取消前には有効であった契約等を前提として行動していたにも関わらず、その契約等が失効することにより、不利益を被ることがしばしばだが、利用停止等請求では相手方に必ずしもそのような事情があるとは限らない。
 - ・ 「法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して保有個人データを取得した場合」についても、例外とする理由が不明。これも利用停止等請求を受ける事業者の不利益がなければ当該請求は認められるべきであるから、「本人の営業に関する情報であることにより、利用停止等請求を受けた個人情報取扱事業者の事業活動に支障がある場合」であれば例外としての合理性がある。
- 利用停止請求権の拡大のところが例外が広すぎるのではないか。
 - ・ 「法定代理人の同意を得て取得された保有個人データである場合」については、なぜ利用停止請求の対象にならないのか不明。
 - ・ 「要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合」については、取得時ではなく、利用停止請求時にその要件が満たされ

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要⑰

ている必要。

- ・ 「本人が16歳以上であると信じさせるために詐術を用いた場合」についてもなぜ利用停止請求を拒む根拠となるのか不明。
- ・ 法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して保有個人データを取得した場合も理由が不明。
- SNS等へ書き込まれた散在情報としての個人情報の削除を求めることを想定しているのであれば、それは保有個人データに該当せず、法の利用停止請求権の趣旨にもそぐわない。それ以外にどのようなケースを想定しているのか明らかにすべき。
- 「子供の個人情報の取扱い」について、一定の場合に法定代理人等への通知の義務付けが望ましいが、そもそも子供の個人情報を取得すること自体が問題になるサービスではないことを前提とする必要はないか。もし適切なサービスではない場合に法定代理人の同意があればいいとは考えられない。
- 子供は個人情報の不適切な取扱いに伴う悪影響を受けやすいことを鑑みると、子供のデータについては一定の利用や通知方法等についての制限が必要。具体的には、子供の生体データの一層の保護、プロファイリングを含む自動的な意思決定の禁止、プロファイリングに基づくターゲティング広告の禁止、誘導、欺まん、その他彼らの脆弱性を突くような行為（ダークパターン等）の禁止、年齢確認（ないし年齢保証）に関するガイドラインの策定を提案。
- 「最善の利益を優先して考慮」することは子供の権利の保護上必要な内容であり、事業者および法定代理人等にも適用されるとするのは必要だが、何が最善の利益かの判断は難しいので例示等を示す必要。
- 事業者、法定代理人、行政機関等は子供本人の最善の利益を優先して考慮せよとの責務規定を設けることに賛成。
- 「16歳未満」という年齢基準の設定は、義務教育終了年齢（中学校卒業時の15歳程度）と概ね整合しており妥当。一方で、高等学校のような教育現場では、同じ学年内でも15歳（1年生の一部）と16歳以上の生徒で異なる取扱いが必要となる可能性があり、こうした実務上の課題についても配慮が必要。
- 今回の改正により、従来「グレーゾーン」とされてきた事实现行としての情報取得についても、16歳未満の場合は法定代理人の同意が明確に求められることになる。そのため、法令遵守の困難さや高いコンプライアンスコストを理由に、サービス内容を変更したり法規制の対象となる子ども向けサービスを中止したりするといった問題や事業者への負担が我が国においても生じるおそれがないか検証すべき。
- 民法上の未成年者契約に係る手続は引き続き適用されるため、18歳未満の者から契約に際して個人情報を取得する場合には、契約自体についての法定代理人の同意も別途必要となる点に留意が必要。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要^⑱

- 子供の個人情報等の取扱いについては、年齢確認や法定代理人同意の確認方法など実務上の課題も少なくない。個人情報保護委員会においては、これらの実務的課題に対応するための具体的な基準や手続を示すことが求められる。特に、オンライン環境における実効性のある年齢確認・法定代理人同意確認の方法や、教育機関等における実務的対応について明確な指針を示すことが必要。

(2) 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方

ア 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方

- 個人の権利利益をより実効的に保護するため、特定個人への働きかけが可能となる個人関連情報は、安全管理措置義務等の義務の対象とすることが適当。そうした個人関連情報については、今次の改正では必ずしもなく、議論を十分に尽くしたうえで将来的には、国際的な制度調和の観点からも個人情報の範囲を広げた上で、その取扱いの規律として整理すべきである。
- データベース等を構成しない（少なくとも予定されていない）ものは対象となるべきではない。連絡を通じた権利利益の侵害は防がれるべきとしても、個人情報保護法で規律すべき対象なのか、適切に規律できるのかは疑問。

イ 本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）に関する規律の在り方

- 実質的に、「カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0」の「配慮事項」を法定するものと理解でき、その限りでは妥当。利用停止等請求のためには、元となる顔画像を複数送付等することによる本人確認が必要となることを考慮する必要。
- 対象となるデータが「顔特徴データ等」と具体化されており、対応すべきリスクが明確になっている点を評価。しかし、想定されるリスクは特定の利用用途において顕在化の可能性があるものであり、顔特徴データ自体に内在するわけではないと理解。また、「本人が関知しないこと」「一意性、不変性が高いこと」「本人の行動を長期に追跡すること」のそれぞれの要素についてどのようなリスクが内在しているのかの整理は必要。それらを踏まえ、顔特徴データ等に一律的な規制を設けるのではなく、リスクに応じた適切な規律を設けることが肝要。
- 顔特徴データ等については、特に要保護性が高いため、実効性のある規律を設ける必要。個人情報の利用目的については、顔特徴データ等を取り扱う場合においては、どのようなサービスやプロジェクトに利用するかを含めた形で利用目的を特定することを求めることが必要。また、顔特徴データ等の取扱いに関する一定の事項を本人に対し通知又は十分に周知することを前提に、本人による事後的な利用停止を他の保有個人データ以上

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要^⑱

に柔軟に可能とすることが必要。

ウ 悪質な名簿屋への個人データの提供を防止するためのオプトアウト届出事業者に対する規律の在り方

- 規律の整備は避けがたいと思うが、事業者への影響は十分な聴取が必要（企業情報データベース提供事業者、地図情報提供事業者等）。
- オプトアウト届出事業者が明確に認識しないまま意図せず犯罪グループに名簿を提供してしまうことを防ぐため、一定の場合に提供先の利用目的や身元等を特に確認する義務を課すことが必要。オプトアウト届出事業者に、取得元における取得の経緯や取得元の身元等の確認について、より高度の注意義務を課すこと、具体的には、一定の場合には取得元の身元や取得の適法性を示す資料等を特に確認する義務を課すことが必要。

(3) 個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方

ア 勧告・命令等の実効性確保

- （速やかに是正を図る必要がある事案に対する勧告・命令の在り方及び個人の権利利益のより実効的な保護のための勧告・命令の内容の在り方について）現行制度は、第三者提供は一律同意が必要とする一方で、執行の場面で権利利益侵害性を判断し、該当する場合にのみ行政上のアクションを起こすという体系になっているため、執行の場面で考慮していた内容を実体的な規律として明確化していったほうがよい。

イ 悪質事案に対応するための刑事罰の在り方

- 令和2年改正法においては、個人情報データベース等不正提供等罪について、法人両罰規定の法定刑を引き上げた一方、行為者に対する罰則については、罰則が創設された平成27年改正法の施行から十分な時間が経過していないことも踏まえ、法定刑を維持することとされたが、その後、十分な時間が経過したことを踏まえ、行為者に対する罰則について法定刑を引き上げることが相当。また、個人情報の詐取等の不正取得が多数発生している状況を踏まえ、こうした行為を直罰規定の対象に含めることが相当。

ウ 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段（課徴金制度）の導入の要否

- 個人情報保護法に違反する真に悪質な違反行為を十分に抑止できる課徴金制度を導入すべき。グローバルにビジネスが展開する中、日本において個人情報保護法上、課徴金制度がないために、グローバル企業の対応において、日本における本人の権利利益への十分な配慮がなされな

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要^②

ったり後回しにされるなどの不利益が生じるおそれがある。課徴金制度はデータ利活用を委縮させるから反対という主張もあるが、世界で最もデータ利活用が進んでいる米国では FTC 法上の民事制裁金制度、CCPA 上の民事制裁金制度等が存在し実際に執行がなされているため、上記主張の妥当性には疑問。個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書が提案する課徴金納付命令の対象となり得る違反行為の考え方は、今般の改正において導入することについて、幅広い理解を得られるのに十分な程度の限定を加えるという意味で適切。

- 対象行為については、検討会報告書に示した4つの類型を対象とすることは適切。これらに加えて、今回提案されている新たな規律である、同意規制、漏えい等報告時の対応、子供の個人情報の規律についても対象とすべき。主観的要素による限定は適切。個人の権利利益が侵害された場合への限定は、導入時においては適切な限定であるが、不必要な限定であるので、導入した場合は、次回の改正においてこの限定の撤廃を検討すべき。大規模な違反への限定も、導入時においては適切な限定であるが、不必要な限定であるので、導入した場合は、次回の改正においてこの限定の撤廃を検討すべき。
- 大規模な違反行為等への限定（裾切り）については、課徴金制度の導入時においては適切な限定であるが、規模が小さいと考えられる事案であっても、より抑止の必要性が高い事案と考えられるものはあると考えられるため、次回の改正においてはこの限定の撤廃を視野に入れるべき。
- 法令への悪質な違反事例は継続的に報告されている。違反行為の抑止を含め実効性のある制裁措置（課徴金、差止請求、被害救済など）の創設・強化を求める。

エ 違反行為による被害の未然防止・拡大防止のための団体による差止請求制度、個人情報の漏えい等により生じた被害の回復のための団体による被害回復制度の導入の要否

- 差止請求制度については、個人情報保護委員会の法執行が行き届いていない部分において、不特定かつ多数の消費者に係る被害の未然防止・拡大防止を図る観点から、適格消費者団体に、個人情報保護法上の差止請求権を適格消費者団体自身の権利として付与するとともに、違反行為により個人の権利利益が侵害されるおそれが高い、利用停止等請求の対象条文に係る違反行為を、適格消費者団体による差止請求の対象とすることが適当。
- 被害回復制度については、個人情報の漏えいに伴う損害賠償請求は極端な少額大量被害事案となり、個々の被害者においては事実上提訴が困難であること、及び立証も困難であることを踏まえ、個々の被害者が泣き寝入りしている現状を改善するため、特定適格消費者団体による被害回復の対象とすることが適当。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要21

- 法令への悪質な違反事例は継続的に報告されている。違反行為の抑止を含め実効性のある制裁措置（課徴金、差止請求、被害救済など）の創設・強化を求める。【再掲】

オ 漏えい等発生時の体制・手順について確認が得られている場合や違法な第三者提供が行われた場合における漏えい等報告等の在り方

- 漏えい等又はそのおそれを認識した場合における適切な対処（漏えい等が生じたか否かの確認、本人通知、原因究明など）を行うための体制・手順が整備されていると考えられる事業者については、一定程度自主的な取組に委ねること、例えば、体制・手順について認定個人情報保護団体などの第三者の確認を受けることを前提として、速報については、一定の範囲でこれを免除し、さらに漏えい等した個人データに係る本人の数が1名である誤交付・誤送付案件については確報について一定期間ごとの取りまとめ報告を許容することが適当。
- 事業者が個人データを違法に第三者に提供した場合について、個人データが漏えい等した場合については事業者に報告義務及び本人通知義務が課されることとの均衡から、漏えい等との違いの有無も踏まえ、違法な第三者提供が行われた場合においても漏えい等の報告義務及び本人通知義務を導入することが適当。

4 その他

- プロファイリングについて、機微情報を用いたプロファイリング、子供の情報を用いたプロファイリングを含め、検討を深める必要。
- 基本的方向性は、本人の権利利益への直接の影響があるものについては本人関与を認めるべきとする考え方であるならば、「直接の影響」が及ぶプロファイリングへの具体的な規律を検討することが、本来は優先されるべき。しかし、プロファイリングに関わる論点は、「今後に向けて考慮していくべき点」として先送りにされており、直接影響場面では本人関与を肯定すべきという基本的方向性の考え方と矛盾しているようにも思われる。今後は、今回示された同意例外に関する論点と同時並行で、本人の意思決定に重要な影響を与えうるプロファイリング等の論点について検討すべきではないか。
- 今回の提案では、「直接の影響」との関係で、本人関与を相対化する議論（同意例外を広げる議論）ばかりが目立つ。そもそも個人情報保護委員会は、3年ごと見直しを検討する背景として、「プロファイリングの利用も広がり、プライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスクが高まって〔いる〕」ことを指摘しており、同意例外を広げる議論のみを行い、「直接の影響」が認められるプロファイリング等について議論しないというのは、見直しを検討する背景との関係でも合理性を欠く。

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要²²

- 偽・誤情報の拡散・増幅など、現在の情報空間に関わる課題は、パーソナルデータの取扱いに関する課題でもあると認識することが必要。偽・誤情報対策等として SNS 規制などが活発に議論されているが、こうした課題がプロファイリングなど、パーソナルデータの取扱いとも密接に関連しているとすれば、基本理念（第3条）や本人の権利利益へのリスクを踏まえて、「個人情報保護」の観点からなすことも積極的に議論していくべき。
- 公立学校に通う子供の情報を民間事業者が提供する学習用アプリ等を通じて取り扱う場合は、教育委員会（学校）が当該情報を責任を持って管理する体制が必要。
- PIA を事業者を実施させる場合、具体的な評価項目や方法等を明記したテンプレートを提供していただきたい。